

県立延岡しろやま支援学校高千穂校

いじめ防止基本方針

(令和2年3月 改訂版)

県立延岡しろやま支援学校高千穂校いじめ防止基本方針

はじめに

学校教育において、今、「いじめ問題」が生徒指導上の喫緊の課題となっています。また、近年の急速な情報技術の進展により、インターネットの動画サイトへの投稿など、新たないじめ問題が生じるなど、いじめはますます複雑化、潜在化する状況にあります。

こうした中、改めて、全ての教職員がいじめという行為やいじめ問題に取り組む基本的な姿勢について共通理解し、組織的にいじめ問題に取り組むことが求められております。

こうした状況の中で、平成25年6月に「いじめ防止対策推進法」が公布され、平成26年2月に「宮崎県いじめ防止基本方針」が策定され、平成29年7月に改訂されたことを受け、本校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針「県立延岡しろやま支援学校高千穂校いじめ防止基本方針」を定めるものであります。

もくじ

第1	いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項	
1	いじめの定義	2
2	いじめの防止等に関する基本的考え方	2
(1)	いじめの防止	2
(2)	いじめの早期発見	2
(3)	いじめに対する措置	2
第2	いじめの防止等のための対策の内容に関する事項	
1	いじめの防止等のための組織	3
(1)	いじめ対策委員会の設置	3
2	いじめの防止等に関する措置	3
(1)	いじめの防止	3
(2)	いじめの早期発見	4
(3)	いじめに対する措置	4
(4)	ネット上のいじめへの対応	7
3	その他の留意事項	7
(1)	組織的な指導體制	7
(2)	校内研修の充実	7
(3)	校務の効率化	8
(4)	学校におけるいじめの防止等の取組の点検・充実	8
(5)	生徒会活動の活性化	8
(6)	地域や家庭との連携について	8
(7)	関係機関との連携について	8
4	重大事態への対処	9
第3	その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項	
1	基本方針の点検と必要に応じた見直し	9

【参考】資料1～5

第1 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

1 いじめの定義

(定義)

第2条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

2 この法律において、「学校」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（幼稚部を除く。）をいう。

3 この法律において「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。

4 この法律において「保護者」とは、親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいう。

(いじめ防止対策推進法第2条)

2 いじめの防止等に関する基本的考え方

- いじめは決して許されない行為であることへの理解を図ります。
- いじめを受けている幼児児童生徒（以下、「生徒等」）をしっかりと守ります。
- いじめはどの生徒等でも、どの学校でも起こりうることを踏まえ、いじめ問題に対して万全の体制で臨みます。
- 本校からのいじめの一掃を目指します。

(1) いじめの防止

いじめの問題の対応は、いじめを起こさせないための予防的取組が最も重要と考えます。そこで、本校においては、教育活動全体を通して、自己有用感や規範意識を高め、豊かな人間性や社会性を育てることを目指します。

(2) いじめの早期発見

いじめ問題を解決するための重要なポイントは、早期発見・早期対応で、日頃から、生徒等の言動や行動に留意するとともに、何らかのいじめのサインを見逃すことなく発見し、早期の対応に努めます。

(3) いじめに対する措置

いじめを発見したときは、問題を軽視することなく、早期に適切な対応を図ります。また、いじめられた生徒等の苦痛を取り除くことを最優先し、迅速に指導を行います。いじめの解決に向けて特定の教職員が抱え込まず、学校全体で組織的かつ継続的に対応します。

第2 いじめの防止等のための対策の内容に関する事項

1 いじめの防止等のための組織

(1) 「いじめ対策委員会」の設置

本会は、月1回（第3火曜）の定例会とし、いじめに関する情報交換や研修等を行います。また、いじめ事案発生時は緊急に開催することとします。

また、学期に1回、「いじめに関するアンケート」を実施し、現況の確認を積極的に行います。

【構成員】

延岡しろやま支援学校高千穂校全職員

【活動】

- 学校いじめ防止基本方針作成・見直し
- 学校いじめ防止プログラム、早期発見・事案対処マニュアルの作成と実施状況の確認
- 校内研修会の企画・立案
- 調査結果、報告等の情報の整理・分析
- いじめが疑われる案件の事実確認・対応方針の決定
- 要配慮生徒等への支援方針決定

2 いじめの防止等に関する措置

(1) いじめの防止

ア 生徒等が主体となった活動（資料1，2参照）

(ア) 望ましい人間関係づくりのために、生徒等が主体となって行う活動の機会を年間通じて設けます。

- 他校との交流学习の実施
- 各教科を通じての話合い活動の実施
- 自立活動における人間関係の形成やコミュニケーションの指導

(イ) いじめへの理解や過去の事例について、生徒等が学ぶ機会を生徒と教師が連携及び協力を図りながら企画実施します。

- 生徒会による話し合い活動
- 特別活動等における生徒同士の相談活動

イ 教職員が主体となった活動

(ア) 生徒等の規範意識、帰属意識を相互に高め、自己有用感を育む授業づくりを目指します。

- 職員相互の授業研究会

(イ) 定期的に教育相談や個別面談週間を設け、生徒等や保護者が相談しやすい雰囲気づくりを目指します。

- 教育相談や個別面談週間の設定

(ウ) ホームルーム活動や生活単元学習等を活用して、道徳教育、情報モラル教育を実施し、いじめは絶対に許されないという人権感覚を育むことを目指します。

- ホームルーム活動や生活単元学習等を活用した道徳教育や情報モラル教育の時間設定

(エ) 家庭・地域ぐるみでいじめ防止への取組を進めるため、保護者や地域との連携を推進します。

- 授業参観での方針説明
- 学級通信や連絡帳等を活用したいじめ防止活動の報告
- 学校公開（オープンスクール）の実施

(2) いじめの早期発見

ア いじめられた生徒等、いじめた生徒等が発することの多いサインを、教職員及び保護者で共有します。

- 生徒等の発する具体的なサインの作成と共有（資料3，4参照）

イ 定期的に教育相談（随時）や個別面談週間を設け、生徒等や保護者が相談しやすい雰囲気づくりを目指します。

- いじめ相談窓口（生徒指導主事）の設置
- いじめ相談窓口については、PTA総会時に周知
- 保護者からの相談については、学級担任等から生徒指導主事に連絡
- 教育相談や個別面談週間の設定（学期1回）

ウ いじめの事実がないかどうかについて、全ての生徒等や保護者を対象に定期的なアンケート調査を実施します。

- 文部科学省のアンケート実施（無記名）
- 学校独自のアンケートの実施（アンケート結果を回収し、実態把握として活用）
- いじめが疑われる場合には、学級担任が生徒を抽出しての聞き取りを行う。

エ いじめ対策委員会において、上記の相談やアンケート結果のほか、各学級担任等が把握しているいじめにつながる情報や配慮を要する生徒等に関する情報等を収集し、教職員間での共有を図ります。

- 職員会議、学部会等での情報の共有
- 進級判定時の情報の確実な引き継ぎ
- 過去のいじめ事例の蓄積

(3) いじめに対する措置（資料5参照）

ア いじめの発見・通報を受けたときの対応

- 教職員は、「これぐらい」という感覚をなくし、その時、その場で、いじめの行為をすぐに止めさせます。
- いじめられている生徒等や通報した生徒等の身の安全の確保を最優先とした措置をとります。
- 発見又は通報を受けた職員はいじめの事実について管理職及び生徒指導主事に速やかに通報します。

イ 情報の共有

- アの通報を受けた管理職及び生徒指導主事は、いじめ認知の事実をいじめ対策委員会へ報告し、情報の共有化を図ります。

ウ 事実関係についての調査

- 速やかにいじめ対策委員会を開き、調査の方針について決定します。
- 調査の時点で、重大事態であると判断された場合は、校長が県教育委員会へ直ちに報告します。
- 生徒等及び教職員の聴き取りに当たっては、いじめ対策委員会の職員のほか、

生徒等が話をしやすいよう担当する職員を選任します。

- 必要な場合には、生徒等へのアンケート調査を行います。この場合に、質問紙調査の実施により得られたアンケートについては、いじめられた生徒等またはその保護者に提供する場合があることを予め念頭に置き、調査に先立ち、その旨を調査対象となる在校生やその保護者に説明する等の措置が必要であることを留意します。

エ 解決に向けた指導及び支援

- ①事実関係が把握された時点で、いじめ対策委員会において、指導及び支援の方針を決定します。
- ②障がいの程度や特性に対応した指導及び支援方針を設定します。
- ③いじめ対策委員会の全職員と連携し、組織的な対応に努めます。
- ④解決を第一に考え、保護者及びその他の関係者との適時適切な情報の共有を図ります。
- ⑤専門的な支援などが必要な場合には、県教育委員会及び警察署等の関係機関へ相談します。
- ⑥いじめ解消の判断
 - 1) いじめに係る行為が止んでいること。
 - 2) 被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと。
- ⑥指導及び支援を行うに当たっては、以下の点に留意して対応します。
- ⑦指導及び支援方針の変更等が必要な場合は、随時いじめ対策委員会で決定します。

いじめられた生徒等とその保護者への支援

【いじめられた生徒等への支援】

いじめられた生徒等の苦痛を共感的に理解し、心配や不安を取り除くとともに全力で守り抜くという「いじめられた生徒等の立場」で、継続的に障がいの実態に応じて支援していきます。

- ・安全・安心を確保する
- ・心身のケアを図る
- ・二次障がいの発生を防止する
- ・今後の対策について、共に考える
- ・活動の場等を設定し、認め、励ます
- ・温かい人間関係をつくる

【いじめられた生徒等の保護者への支援】

いじめ事案が発生したら、複数の教職員で対応し学校は全力を尽くすという決意を伝え、少しでも安心感を与えられるようにします。

- ・じっくりと話を聞く
- ・生徒等の苦痛を受け止め本気になって精一杯の理解を示す
- ・親子のコミュニケーションを大切にすることなどの協力を求める

いじめた生徒等への指導またはその保護者への支援

【いじめた生徒等への支援】

いじめは決して許されないという毅然とした態度で、いじめた生徒等の内面を理解し、他人の痛みを知ることができるようにする指導を障がいの実態に応じて根気強く行います。

- ・いじめの事実を確認する
- ・いじめの背景や要因の理解に努める
- ・いじめられた生徒等の苦痛に気付かせる
- ・今後の生き方を考えさせる
- ・必要がある場合は適切に懲戒を行う

【いじめた生徒等の保護者への支援】

事実を把握したら速やかに面談し、丁寧に説明します。

- ・生徒等や保護者の心情に配慮する
- ・いじめた生徒等の成長につながるように教職員として努力していくこと、そのためには保護者の協力が必要であることを伝える
- ・何か気付いたことがあれば報告してもらう

【保護者同士が対立する場合などへの支援】

教職員が間に入って関係調整が必要となる場合には中立、公平性を大切に対応します。

- ・双方の和解を急がず、相手や学校に対する不信等の思いを丁寧に聞き、寄り添う態度で臨む
- ・管理職が率先して対応することが有効な手段となることもある
- ・教育委員会や関係機関と連携し解決を目指す

いじめが起きた集団への働きかけ

被害・加害生徒等だけでなく、おもしろがって見ていたり、見て見ぬふりをしたり、止めようとしなかったりする集団に対しても、自分たちでいじめの問題を解決する力を育成していきます。

- ・勇気をもって「いじめはダメだ」と言えるような生徒の育成に努める
- ・自分の問題として捉えさせる
- ・望ましい人間関係づくりに努める
- ・自己有用感が味わえる集団づくりに努める

オ 関係機関への報告

- 校長は県教育委員会への報告を速やかに行います。
- 生命や身体財産への被害などいじめが犯罪行為であると認められる場合には、所轄警察署へ通報し、警察署と連携して対応します。

カ 継続指導・経過観察

- 全教職員で見届けや見守りを行い、いじめの再発防止に努めます。

(4) ネット上のいじめへの対応

ア ネットいじめとは

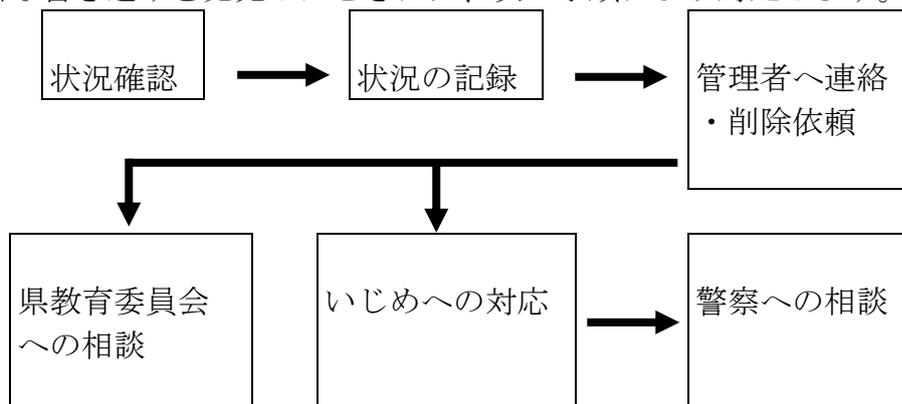
文字や画像を使い、特定の生徒の誹謗中傷を不特定多数の者や掲示板等に送信する、特定の生徒等になりすまし社会的信用を貶める行為をする、掲示板等に特定の生徒等の個人情報を掲載するなどがネットいじめであり、犯罪行為に当たります。

イ ネットいじめの予防

- フィルタリングや保護者の見守りなどについて、保護者への啓発を図ります。(家庭内ルールの作成など)
- 各教科やホームルーム活動、集会等における情報モラル教育の充実を図ります。
- 生徒等を対象とした講演会などで、ネット社会についての講話(防犯)を実施します。
- インターネット利用に関する職員研修を実施します。

ウ ネットいじめへの対応

- 被害者からの訴えや閲覧者からの情報、ネットパトロールなどにより、ネットいじめの把握に努めます。
- 不当な書き込みを発見したときには、次の手順により対応します。



※県教育委員会の目安箱サイト等の活用

3 その他の留意事項

(1) 組織的な指導体制

いじめを認知した場合は、教職員が一人で抱え込まず、学校全体で組織的に対応するため、いじめ対策委員会による緊急対策会議を開催し、指導方針を立て、組織的に取り組みます。

(2) 校内研修の充実

本校においては、本基本方針を活用した校内研修を実施し、いじめの問題について、全ての教職員で共通理解を図ります。

また、教職員一人一人に様々なスキルや指導方法を身につけさせるなど教職員の指導力やいじめの認知能力を高める研修や、スクールソーシャルワーカーやカウンセラー等の専門家を講師とした研修、具体的な事例研究を計画的に実施していきます。

(3) 校務の効率化

教職員が生徒と向き合い、相談しやすい環境を作るなど、いじめの防止等に適切に取り組んでいくことができるようにするため、一部の教職員に過重な負担がかからないように校務分掌を適正化し、組織的体制を整えるなど、校務の効率化を図ります。

(4) 学校におけるいじめの防止等の取組の点検・充実

いじめの実態把握等、学校における取組状況を点検するとともに、県教育委員会が作成している「教師向けの生徒指導資料」や、「児童生徒にとって魅力ある学校づくりのためのチェックポイント」、「いじめ問題への取組に関するチェックシート」の活用を通じ、学校におけるいじめの防止等の取組の充実を目指します。

(5) 生徒会活動の活性化

生徒が中心となり、いじめの撲滅や命の大切さを呼びかける活動や生徒同士で悩みを聞き合う活動など、いじめ防止に関する取組を充実させます。

(6) 地域や家庭との連携について

より多くの大人が子どもの悩みや相談を受け止めることができるようにするため、PTAや学校評議員、地域との連携促進や、学校運営協議会で、学校と地域、家庭が組織的に連携・協働する体制を構築していきます。

(7) 関係機関との連携について

いじめは学校だけでの解決が困難な場合があるため、情報交換だけでなく、一体となって対応をしていきます。

① 教育委員会との連携

- ・関係生徒等への支援・指導、保護者への対応方法
- ・関係機関との調整

② 警察との連携

- ・心身や財産に重大な被害が疑われる場合
- ・犯罪等の違法行為がある場合

③ 教育相談体制の充実

- ・スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの活用（県教育委員会への依頼）
- ・家庭の養育に関する指導・助言
- ・家庭での生徒の生活、環境の状況把握

④ 医療機関との連携

- ・精神保健に関する相談
- ・精神症状についての治療、指導・助言

4 重大事態への対処

(1) いじめ事案が次の状況にある場合には、重大事態として直ちに、校長が県教育委員会に報告するとともに、県教育委員会が設置する重大事態調査のための組織（宮崎県いじめ問題対策委員会）に協力することとします。

- 生徒等の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがある場合
 - ・生徒等が自殺を企図した場合
 - ・精神性の疾患を発症した場合
 - ・身体に重大な傷害を負った場合
 - ・高額な金品を奪い取られた場合など
- 生徒等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている場合
 - ・年間の欠席が30日程度以上の場合
 - ・連続した欠席の場合は、状況により判断する

(2) 事案について、事実関係等その他の必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、調査により明らかになった事実関係について、個人情報保護に配慮しつつ、適時・適切な方法で説明します。

第3 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項

1 基本方針の点検と必要に応じた見直し

(1) 国や県の動向等を勘案し、随時基本方針の見直しを行います。また、必要があると認めるときは、その結果に基づいて措置を講じます。

また、基本方針については、現状や課題等に応じて、普段から定期的な改善や見直しに留意します。

(2) 学校の基本方針について、ホームページ上で公表します。